

議 事 録

会議体の名称		第 4 回板橋区公契約の在り方検討委員会
事務局（担当課）		総務部契約管財課
開催日時		令和 8 年 6 月 24 日(月)10 時 00 分～11 時 31 分
開催場所		板橋区役所南館 4 階 災害対策本部室
出席者	委 員	板橋法曹会弁護士 中重 克巳（委員長） 東京都社会保険労務士会板橋支部顧問 前田 昭博（副委員長） 元大東文化大学経済学部社会経済学科教授 中島 正人 (一社)板橋区建設業協会相談役 黒木 修 板橋管友会副会長 木村 隆司 東京商工会議所板橋支部副会長 瓜生 一仁 全建総連東京都連板橋区協議会 平塚 浩章 日本労働組合総連合会東京都連合会 長谷川 俊之
	事務局	総務部長、契約管財課長
傍聴者		7名
検 討 内 容		
○委員長 おはようございます。それでは時間になりましたので、第 4 回板橋区公契約の在り方検討委員会を開催いたします。本日の傍聴者は 7 名でございます。 それでは次第に沿って進めてまいります。 初めに前回の検討委員会における検討内容の振り返りを事務局よりお願いいたします。 ○契約管財課長 それでは議題 1、第3回検討会の振り返りについてです。資料 1 に沿って説明させていただきます。お手元に資料 1 をお出しいただければと思います。 まず、前回の検討委員会では公契約条例の適用範囲についてご議論いただきました。 決定した事項の確認でございますが、項番 1(1)の通り、①工事又は製造の請負契約につきましては、1 億円以上を対象。②工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約につきましては、1,000 万以上を対象。③指定管理協定については全件を対象にすることといたしました。 また、これに関連する意見としまして(2)①から⑤の通り、①では公契約条例の対象とならない 1,000 万円以下の委託契約であっても、人件費は生じるため、それについての最低制限価格制度の導入が必要ではないかというご意見。また②で、適正な履行及び良好な品質の確保については、当然すべての契約に求められるものだが、処理可能な件数があるため、一定以上の線引きはやむを得ないという一方で、工事で		

1 億円以上対象とする根拠はあるのかというご意見、また、③で、いきなり対象を広げすぎず、できるところからスタートして、今後見直しをかけるという方法もいいのではないかという点。

また、④で、条例に金額を記載すると変更ごとに議会を通す必要があるため、柔軟な対応するのであれば規則に金額を記載することで、毎年の審議会に対応できるのではないか、というご意見いただきました。

こちらにつきましては、回答を網かけの形でお作りさせていただいてございます。

前回の検討会で保留となった部分でございますが、やはり条例の基本原則といたしまして、どの範囲の契約かというのを定める必要があると考えてございます。

23 区においても、規則で規定しておりますのが千代田区のみという形になります。

他の区は条例に金額を記載していることから、条例に金額を記載したいと考えているところでございます。

また⑤番、対象契約が複数年度契約の場合における労働報酬下限額の適用方法はどうするのかというところでございます。

こちらも前回の検討会でご質問があった部分ですが、労働報酬下限額が適用される特定公契約の対象とならない、その他の公契約、いわゆる公契約条例の対象外の契約との影響も考慮いたしまして、現時点においては、契約初年度の労働報酬下限額を契約期間中適用したいというふうに考えております。

ただ、指定管理協定につきましては、現在運用で毎年の見直し行われておりますので、そちらは毎年の労働報酬下限額での適用を考えております。

23 区でもこのあたりの部分で考え方にばらつきがある状況でございます。

今後区全体の契約を検討する中で、しっかり検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

次に項番 2、公契約条例の素案について議論いただいた部分でございます。

まず、第3条の基本方針に記載されております。

区内受注者の受注機会の確保につきまして、①番の通り、総合評価方式での区内事業者の優遇措置の検討についてご要望いただいた部分と、②番、区内事業者であっても、実態は、他の自治体に本社があるような会社について状況を確認して欲しいという要望をいただいたところでございます。

また 2 ページ目の、(2)第5条の受注者の責務、第6条の区内事業者の活用の部分で、「努めるものとする」という表現を「努めなければならない」という文言にしてはどうかというご提案いただきました。

こちら、条例制定の所管に確認したところ、～しなければならないというのは、一定の行為をすることを義務づけ、それをするかどうか裁量の余地を与えない場合用いるとのことでした。

一方で、～するものとするというのは、～しなければならないというよりは、義務づけの意味合いが弱く、原則や方針を示す場合に用いるとのこと、括弧書きにあります通り、合理的な理由があればなくてもよいという意味もあるといったといったような説明がございました。

公契約条例の趣旨考えますと、努めなければならないという表現が適切かと思いますので、そのように修正してるところでございます。

続いて第6条、区内事業者の活用の部分では、先ほどのところと少し重複いたしますが、(3)の①、指定管理

事業者が区内事業者を使う場合、ポイントで優遇される制度があるが、そういった制度も活用し区内事業者を成長させて欲しいといったご意見、また、②で区民の立場からすると、安くてよいサービスがあれば区内業者かどうか関係ないのでは、といった意見もあるかもしれないが、23区及び多摩地区を含めると、6～7割が区内業者もしくは市内業者のみの入札をしており、言い換えれば、板橋の本店業者は他の区に入札できないことの方が多い状況となっている。板橋区は23区の中でも比較的容易に支店が出せ、一定要件満たせば区内本店と遜色ない条件で入札が可能となっており、そのための戦略的な支店が一定あるのではないかと。いったような、そういった支店を取り締まることも行って欲しいというようなご要望ご意見をいただいたところでございます。現在もいわゆる区内支店調査を実施しているところでございますが、このあたり今後検討を進めていくべき、検討課題というふうにさせていただければと思ってございます。

続きまして、(4)第9条の特定公契約に約定する事項の部分では、別表の(3)の文言で支払わなければならないという形で、統一すると、ご意見いただきましたので、修正しているところでございます。

続きまして、(5)第12条の報告及び立入調査の部分ですが、必要な報告の部分にはどういったものが含まれているのか具体的に記載した方がいいのかというご意見いただきました。

事務局といたしましては、報告やチェックシートの他、賃金の支払い状況を確認するため、区が報告を求めるものがすべて含まれるとして、個別具体的に記載する必要はないというふうに考えております。

続きまして(6)第14条の特定公契約の解除等についてです。

大きく2つご意見いただきました。

まず、抑止力として指名停止等の厳格性も付け加えたらどうかというご意見いただきました。

こちら指名停止につきましては区要綱で運用している部分でございます。

公契約条例にあえて記載をするということはいたしません、契約解除された事業者に対して指名停止する場合には、指名停止要綱を根拠として指名停止ができるものというふうに考えております。

続きまして、特定公契約の解除等の「等」は必要なのかというご意見ございました。こちら前回お伝えした通り削除するとしてございます。

続きまして、3ページ、特定労働者等の労働条件に関する事項の報告書(案)、いわゆるチェックシートの部分でご意見いただいたところ、

こちらの①番として、公契約条例の対象となる契約のみに提出させるのか。今まで労働環境チェックシートを提出させていた3,000万円から1億円の工事について、従前の取組を継続してはどうかというご意見。また、②番、委託について、今まで労働環境チェックシートの対象外だった1,000万円以下の委託契約でも実施してはどうかと、ご意見いただきました。

こちら、①番②番とも区側の事務処理状況とあわせて検討させていただければというふうに考えております。

③番でございすけれども、賃金について「通貨で」といった部分がございました。その辺りわかりにくいため、記載が要らないのではないかとご意見いただきました。

こちら、条例制定の所管課に確認したところ、次の賃金支払いの原則から必要な文言という見解いただき

ました。

こちら網かけの部分ですが(1)から(5)賃金支払いの5原則ございまして、1つ目が、通貨払いの原則でございまして、賃金は、通貨つまり日本円の現金で支払わなければならないというルールでして、現物いわゆる自社商品や商品券などや、外国通貨での支払いは原則禁止されています。例外として本人の同意を得た場合のみ、銀行口座や証券総合口座への振り込み、電子マネーなどのデジタル通貨での支払いが可能といったものとなっております。

2つ目が、直接払いの原則。仲介業者などを介さず直接本人に手渡す。

3つ目が、全額払いの原則。税金や社会保険料など法令で定めたものと、労使協定で合意された、控除(組合費など)を除き全額を支払うというもの。

4つ目が毎月1回以上払いの原則。

最後5つ目が一定期日払いの原則。支払い日を毎月15日などに定めるといったものでございまして(1)から(5)の原則に反しますと労働基準法に基づきまして30万円以下の罰金となるといったところもございまして。そういったような事情もございまして、報告書には通貨でといったように記載させていただきたいと考えております。

少し長くなってしまいましたが、前回の振り返りは以上でございまして。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございます。

第3回検討委員会の振り返りについて、お話を今いただきました。

ここまでで何か、質問や確認、意見等がありましたらお願いいたします。

○黒木委員

お世話になります。今言われました、項番2の板橋区公契約条例の素案についての、(3)区内の事業者の活用というところで、確かにこういう形だったんです。この中で1つだけ、区内業者の優先というのは、区内業者は防災協定を結んでおりましてですね、この防災協定というのは、我々が板橋区、区民のために一生懸命やるという趣旨なんですね。

これに加盟していない業者で、受注かなり取られてる業者がいますので、やはり、いざというときに協力できるということを、評価に入れていただいて、総合評価でポイントをつけていただければ差が出るかなと思って、前回、私提案したつもりなんですけど、ちょっとここ、前回出た話ですので、加えてもらえればと思います。よろしく申し上げます。

○契約管財課長

黒木委員の方で言っていた、防災協定といった形があり、その意味合いについての評価ポイントを付け加えて欲しいといったような趣旨の発言であるというところでよろしいでしょうか。今の時点ではこの内容でございましてけれども、本日の振り返り資料という形でまた、その部分追記をさせていただきます。

○委員長

他いかがでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員

項番 3 の③ですね。例の通貨の部分になるんですが、質問の意図としては記載が必要ないというよりはどちらかというと、現実にはそぐった形で表記がよろしいのではないかというお話をさせていただきました。

で、ご説明の通りですね、この労働基準法の文言からすると、その通貨っていう部分が正しいのかなと思うんですが、この 5 原則が細則として載ってない限りですね、なかなかこの中身、実態に沿った表現という部分では、捉えづらいのかなと思うんですけれども、ここら辺何か補足というか、何ていうんでしょうかね、通貨に対するコメント的な部分というものを何か入れたほうがいいのか、或いは通貨っていう表現以外のもので、表現ができないのかっていうところをご検討いただければなと思うんですがいかがでしょうか。

○契約管財課長

こちらの通貨に括弧書きをしていろいろと考えてみたんですけれども、なかなかうまく表現が見当たらなかったこと。一方で、いわゆる賃金支払いの原則があるというところを、今のチェックシートにもかなりかみ砕いて書いてあるんですけれども、そこをもう少し補足したほうがいいのではないか、というようなそういったようなご意見いただいたのかなと思ってございます。

そこにつきましては、現状のチェックシート案は平面 1 枚なんですけれども、例えば裏面に補足を入れるなど、そういったレイアウト上の工夫ができるか、少しそのあたり考えてみたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長

恐らくあれですね、任意を許さないという意味では、通貨という言葉で条例は固めておいた方がいいんだらうという趣旨なんだと思います。

ただその意味が使う人に伝わらないと、仕方がないというご趣旨だと思いますので、そこはご検討いただくということにしましょう。

○平塚委員

同じ 3 ページのところのチェックシートの関係なんですけれども、事務処理状況に合わせて検討するということで、前回の検討委員会では、事業者団体側の委員からも異論がなかったかなというふうには思ってるので、その辺今の検討状況もしくは今後どこで検討していくのかということも含めて、お答えいただければと思います。

○契約管財課長

いわゆる、これまでやっていた労働環境チェックシートの部分ですけれども、今回公契約条例がスタートいたしますと、当然区側の方でも一定程度の事務処理が出てまいります。その中で、並行してできるかどうか、全体の事務量を考えてみて判断させていただきたい、といったようなところでございます。このあたり、区側の事務処理の状況というのは、区の方でしっかり考えてまいりたいといった、そういったところでございます。。

○前田委員

前田でございます。

今のチェックシートの点検方法ということで、事業者の方もそれから、区側の方も、事務量が多くなって大変だというようなことが現実にあるということで、このあたりのチェックシートについて、この前は「はい」か「いいえ」で、対応していきますよということでした。

1つの例ですけども、世田谷区では、まさにそのあたりのチェックシートを、区側の方で点検するのが非常に大変なので、事前に事業者に対して、法令を守ってくださいねということで、今多分労働条件点検、というのをやってると思うんですけども、そういうのを事前に社労士に委託していただいて、社労士は、その事業所を毎年、順番に、法令違反にならないように指導するということもやっているようですので、そのあたりはまた、世田谷区の方に細かいことを問い合わせいただければ、確認できるんだと思います。以上です。

○契約管財課長

ありがとうございます。そういったような、いわゆる労働条件点検においては、公契約条例の適用範囲の部分で、社労士さんによる点検をされている区があるというようなところも、聞き及んでいるところでございます。今、前田委員からおっしゃっていただいた世田谷区さんの事例についても研究してみたいと思います。ありがとうございます。

○委員長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

それでは引き続き議題の2、板橋区公契約条例の素案につきましてご説明をお願いいたします。

○契約管財課長

説明にあたり、追加資料をお配りさせていただきましたので、ご確認いただければと思います。

○委員長

お手元行きましたでしょうか。

事務局よろしくお願いします。

○契約管財課長

それでは素案についてのご説明になります。今回、資料2、東京都板橋区公契約条例(素案)というものと、資料3で新旧対照表を用意しております。

網かけしてる部分が前回の素案からの変更点となっております。

資料3の新旧対照表がわかりやすいかと思いますので、資料3をメインに使いながら、所々資料2の素案の方で確認いただければと思います。

それではまず条例名でございますけど、「東京都」を追加している形でございます。

続いて第一条の目的の部分ですが、書かれている項目については変更ありませんが、順番を入れ替えてございます。順番として公契約条例の制定が労働者の適正な労働環境の確保に繋がり、それが公契約に従事する人材を確保することに繋がり、もって公契約の適正な履行と良好な品質確保、が実現されるといったよう

に順番を整理したところでございます。

第 2 条の部分では「すべて」を漢字変換しております。

また特定公契約の定義におきまして、対象外とする契約として、規則で定めるものというふうにしておりましたが、区長が必要と認めるものと修正しております。

こちら具体的には、特定随意契約を締結しておりますシルバー人材センターや、障害者支援施設などを想定しているところでございます。

また、第 2 条の価格につきましてはそれぞれ 1 億円、1,000 万円を追記してございます。

また特定受注関係者では委託を受託に修正しております。

次に第 3 条基本方針でございます。(3)のですね適正な労働条件の確保及びの「及び」を削除しておりますのと、(4)で、ダンピングを談合に変更しております。

修正した理由でございますけども、ダンピングの趣旨とすれば(1)の適正価格での調達といったものに含まれていること、また、ダンピングは不当行為であり、談合が不正行為といったことから、このように修正しているところでございます。

続いて第5条、第6条ですが、先ほど説明させていただきました通り、努めなければならないといったように表現を変えております。

続きまして、第 7 条の労働報酬下限額のところですが、こちら別表の呼び方が変更となります。

続いて第 10 条の特定公契約の解除についてでございます。

前回の振り返りでもありました通り「等」については削除しております。

また、指定管理協定の文言を追加しております。

指定管理の場合、契約の解除ではなく指定の取り消し又は業務の停止を命ずるという形になりますので、その文言を追加しております。

さらに第 14 条第 3 項の違約金の支払いを求めることができる規定については削除をしております。こちらの法務部門からの指摘でございまして、一般的に条例に基づく制裁規定は過料や罰金となっておりまして、違約金はあくまでも契約違反に係るものであるため、条例で規定する性質のものではないといったことでございました。

こちら、第 9 条の別表の約定事項の 10 番で違約金について記載しておりますので、違約金の請求ができなくなるわけではございませんので、条文としては削除させていただいております。

第 16 条が公契約審議会の設置についてでして、「付属」の漢字を修正いたしましたのと、新たに東京都を追記しております。

また区長に答申するといったところ、意見を述べるものとするというような形で、修正しております。こちらも法務部門からの指摘に基づく修正といった形でとらえていただければと思います。

また審議会の人数につきまして、定足数が定まらないことや、過半数の母数も曖昧になるといったところから、6 人以内というふうな形で追記しております。

続いて付則につきまして、施行期日等を追記しております。この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行することとしております。ただし第 8 条の労働報酬下限額の決定と、第 16 条の公契約審議会の設置の 2 つの条文につきましては、公布の日から施行といった形にしております。

また、第 7 条、また第 9 条から第 15 条まで及び別表の規定はこの条例が施行される 4 月 1 日以降に、締結される契約及び指定管理協定について適用するとしてございます。

最後、別表ですが、こちらの番号について、数字の表現方法を(1)から 1 という形で、すべて括弧をとっております。それに伴いまして、第1号というふうにしていた表記を、1 の項といったような形で、数字の表現を修正しております。

ただ、先ほどの通り、別表の 3 の項ですが、支払わなければならないことといったような形で表へ修正いたしました。また 6 の項において、できることという形に他の項と、文言をそろえるよう、修正させていただきました。

以上が、前回の素案からの修正箇所となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

はい。ありがとうございました。

ただいま、公契約条例の素案についてお話をいただきました。

これにつきまして何か質問や確認意見等がございましたらお願いいたします。

○中島委員

第3条でダンピングを談合に変えた、という部分ですけれども、ご説明では若干言葉遣いを変えた程度というニュアンスに受け取れたんですけれども、談合とダンピングはかなり違うものですよね。ダンピングというのは過当競争。競争が激しすぎるということの結果ですよね。それから、談合というのは、入札する事業者が共謀をして価格を引き上げることですから、価格が下がるか上がるか。全く違うわけですよね。なぜ、ダンピングを談合にしたのかというのが今ひとつわからない。

それから、第1条を見ますと、ダンピングという言葉が、残っているんですね。

これもちょっと不整合かなという印象を持ちます。それからさらに談合という言葉でいくのであれば、談合を防止するための方策っていうものが、規定の中に含まれていなければいけないのかというふうに思いますけれども、実際上それはないわけですね。ちょっとこのダンピングを談合に変えたということについて、違和感を覚えるというところがありますので、よろしくお願いいたします。

○契約管財課長

この部分ですけれども、おっしゃっていただいたように、第 1 条にはダンピング等の不当行為の排除を図るというふうにございまして、第 3 条の基本方針では、談合その他の不正行為を排除するといった形で、不正行為と不当行為が違うというふうにとらえております。

この辺りの文言の整理といった中で、ダンピングは中島委員おっしゃっていただいた通り不当行為に当たりま

すので、そちらの排除を図りますよというところを第1条の目的に出させていただきます。

で、第3条の基本方針の部分では、おっしゃっていただいた通り談合その他の不正行為の排除についての具体的な方策といったところは、この公契約条例では、ここしか出てこないところでありますけれども、当然この談合その他の不正行為の排除というのは、ずっとこの契約関係のですね、競争入札の枠の中でずっとこうやってきた部分ですし、法令もしっかり整備されている部分でございます。そのあたりを基本方針として、また当然のこととしてここに入れたと、そういったようなふうにとらえていただければと思っております。

○中島委員

談合防止についての具体的な規定はないけれども、重要なことで当然のことでもあるから、基本方針には入れるということですね。そういう考え方であるということであれば、まあ、いいと言えいいんですけども。それでは第1条のダンピングという言葉が残っているという点についてはどういうふうに考えますか。不当行為とあるからだというご説明でしたけれども、それならばここも不正行為にすればいいじゃないかっていう考え方もあり得るわけですね。

○契約管財課長

基本方針の(1)のところで適正価格の調達を実現するといったところでございます。この文言に集約されるわけですが、第1条にダンピング等の不当行為の排除を図りといった形で、表現としては残っております。当然ここまでご議論いただいた中でもですね、やはりダンピング等の不当行為の排除を図る必要があるといった形でご議論いただいてきたかなというふうに考えておりますので、その意図を、このダンピング等の不当行為の排除を図りといった形の目的に残している部分でございます。当然ダンピング等の不当行為の排除をされると、結果的にそれが適正価格での調達の実現といったところに繋がってくるのかなと、そういったような形で、この素案をつくらせていただいたんですが、ご意見をいただきながら修正を図っていくものであるというふうに考えておりますので、このあたりも例えば、削除する必要があるものであれば削除または修正が必要かと思っておりますので、その部分でまたご意見をいただければというふうに思っております。

○中島委員

第1条の目的というのは第3条で箇条書きにされている内容を一文で要約したような、そういうものかと思うんですけども、そうであるとすると、第3条では談合といい、第1条ではダンピングという。しかもその内容は先ほども言ったように、実質的にかなり違うわけですね。それはちょっと法律の条文の整合性という観点からどうなのかという気がしますので、もう少しご検討いただいた方がいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長

他の区の条例はどうなってますかね。

○契約管財課長

他区の条例ですと、この談合その他の不正行為の排除というのは、基本方針に入っている事例がございます。もし、基本方針に(4)のもとの、ダンピングという表示を生かすのであればダンピングその他の不当行為

を排除することというのが、残るべき文言かなと思っております。ただ、他区ですと基本方針にダンピングその他の不当行為の排除という表現がなかったので、他区の事例に寄せさせていただいたというところではあります。

○委員長

他区は談合という言葉は入ってきてる。

○契約管財課長

そうですね、他区では談合その他の不正行為の排除というのは、入ってきているところが多いと認知しておりますが、このあたりも当然、委員会の中での議論を経ての素案という形でございますので、その委員会の議論の中で、例えば談合その他の不正行為の排除というよりここは、ダンピングその他不当行為の排除といったほうがしっくりくるといったことでそういったように修正をするといったことかなと思います。

○長谷川委員

すみません、今のお話を聞いてて思うんですが、異なるものであれば両方入れるべきだと思うんですが、そこから辺両方書けない理由とか、逆にないですよ。であれば、両方入れた方がすっきりするのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。意見です。

○契約管財課長

ありがとうございます。それでは、どこに入れるかありますけれども、確かに両方書けない理屈というのは特にございませんので、そういったところも十分可能かなと思います。

○瓜生委員

私も最初にこの文言が目に入ったんですよ。談合とダンピングって、おっしゃる通り大分種類が違うので。談合しないのは当たり前なんですけども、この条例の目的からいくとやっぱりダンピングなんだろうなと思って。ただ、談合という要素はいつの世界でも入れておいた方がいいんだろうなというふうに考えてます。もし入れられるようでしたら、ご検討いただけるとありがたいなと、私もそういうふうに思っております。以上です。

○委員長

今、現状の案だと、ダンピングって言葉も入ってるし、談合って言葉も基本入ってるわけですよ。だからこの使い分けがいいのか。

文言の平仄を合わせる形で、ダンピングと談合を並べて書くかとかのレベル感の話になってるのかと思いますので、法制部か何かがあるんですかね。とりあえず今はダンピングも談合も両方入ってるっていう理解にも見えるんですよ。そのあたりの整理を、もう1回もんでいただく形にいたしましょう。

○中島委員

談合という言葉は重要だから入れると、だけれども具体的に談合を防止する方策は条文の中には書かないっていうのは、1つの判断なのかもしれませんけれども、その点について少し違和感を覚えますが、いかがでしょうか。

似たような質問はですね、前回、前々回ぐらいにもしたんですね。

品質の確保を図るということを言っているけれども、それについての具体的な、条項は書かれていない。これはどうなのかっていうことを申し上げたんですけれども、今回の新しい素案を見ますと、適正な労働環境を確保したりすることによって、品質を確保するっていう論理になってるんですね。

これは単なる労働環境の確保と、品質の確保を並列したってということではなくて、労働環境を確保することによって品質を確保するという、そういうことにしてあるわけです。

ですから、今回のこの素案においては、品質の確保そのものについての具体的な方策が書かれていないとしても労働環境の確保が、それに繋がるということですから、矛盾はないですね。

ですけれども、談合についてはやはり、言葉が出てくるけれども具体的な方策が書かれない。

というのは、どうなのかなという印象を持ちますけれども、談合というものを排除するべきだということは、もう極めて当然で他の法律で当然定められているわけですよ。ですから、もしかしたら、公契約条例においてはこの言葉を出さなくてもいいのかという気もしますけれども、それはちょっとそう思ったという程度の話ですが。

○委員長

そうですね。だから談合って言葉を出すか、出さないかというところから議論としてはあるという理解ですね。

○契約管財課長

ありがとうございます。そうですね、他区の事例を参考にさせていただくと、談合その他の不正行為の排除という形で大体この基本方針に入ってる情報が多かったのも、そこを参考にさせていただいたところにはなるんですが、中島委員おっしゃるように、特にこの談合防止について特にこの公契約条例のこの議論の中でも、テーマとして扱ってはおりませんし、少し守備範囲が違う部分なのかなと思っておりますので、入れないといったところも1つの判断かなというふうに思っております。当然談合その他不正行為の排除というところでは官製談合防止法であったり、もうそもそも独占禁止法で禁止されてる行為ですので、当然のことであるといったところで書かないというそういった選択肢も十分あり得るかなと思っておりますが、ご議論いただければと思います。

○長谷川委員

そういった意味では、このダンピングの方はこの条例の趣旨、目的っていう部分では必ず入れていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長

それはもう絶対入る流れだと思いますね。ただいづれにしてもダンピングという言葉に付加した形で談合という言葉を入れるかどうかを、他区との整合性とか法務部の整合性等々を判断して、もう一度ご検討いただいて次回にお話をいただくという流れでよろしいでしょうか。

○中島委員

追加で一言よろしいでしょうか。

今、野田市の公契約条例を見ているんですけれども、さっと見た限りでは談合という言葉もダンピングという言葉もないですね。

先ほどご説明がありましたようにダンピングについては、公正な競争促進するとか適正な価格でという言葉で実質的には言えているわけだから、ダンピングも要らないじゃないかっていう、そういう判断もあり得るかというふうに思います。あってもいいですけど。

○総務部長

今ご議論いただいたところなんですけれども、いわゆるダンピングという文字に関しましては、そもそも公契約条例を板橋区としてより深度を持って考え始めたときに、ダンピング自体が区の契約の中において大きな課題であったというふうに感じております。先ほど、ダンピングについては条文に含めて欲しいというご意見もあったところでありまして、区の方ではそのことをすごく重く受けとめているところですので、いわゆる第1条の目的のところ、ダンピングという文字を含めるということは、この条例制定においては極めて重要なことかなというふうに思ってます。

一方で第3条の基本方針のところ、今ご議論あった、談合その他の不正行為を排除することという文字を、今回変えて入れたことによって、もしかするとその条例の趣旨に、談合を排除するための取り組みについては、この条例で具体的にこう規定がないというところもございます。そういったところでは、第3条の第2項でしようかね、公契約に係る手続きの透明性を確保し、公正な競争を促進することというところで、この談合の排除という部分については、区としてしっかり取り組んでいくという方針の中で、もしかすると読み取れる可能性があるというふうに今認識をしたところであります。

今お話の通り、区のほうでは弁護士はじめとして法務部門がおりますので、少しそこの部分の最終チェックを受けながらですね、場合によってはこの第4項、談合その他の不正行為を排除することの項を除くということで、整理できたらなというふうに、今ちょっと実感としては感じているところでございます。

○木村委員

そもそも論になっちゃうんですけど、この公契約条例が制定された後に、もともとある入札に係る条例とか、心得とか、板橋区のホームページに載ってるものは別に変わるわけじゃないですよ。なので、これはあくまでも今ここにいて皆さんで議論してるのは、公契約条例の話であって、入札に関する法律というか条例は、すでに存在してますし、そこには、ダンピングはちょっとわかりませんが談合という言葉はいっぱい出てると思うので、その辺は、公契約条例の中にはもともとある法律というか、区の規定に基づきというのがあれば、まあいいんじゃないかなんて思ったりしました。

あと、資料2の第1条の網かけのところが確保し確保し確保してなってるのが、何か文章として違和感がございまして、例えば労働者等の適正な労働環境を整備しとか、何かしないと確保だらけなのかなと。すいません国語の問題で、僕もいい文が浮かばないんですけど、ちょっとこれは考えたほうが読みやすいのかなと思いました。以上です。

○契約管財課長

ありがとうございます、ここの労働環境の確保という文言ですが、労働環境の整備といったところで違和感がありませんでしたら、例えばここの部分、労働者との適正な労働環境を整備し、公契約に従事する人材を確保することで、公契約の適正な履行及び良好な品質を確保といった形で出てきますが、品質の向上を図っていくと。そういったような文言であれば、ここの部分少し読みやすくなるのかなと、今木村委員の方ご意見伺って思ったところではありますが、このあたり少し文言整理させていただければと思っております。あくまで趣旨が変わらないような形でといったところでございますが、よろしいでしょうか。

○瓜生委員

公契約の適正な履行及び良好な品質を確保するんじゃなくて、これからやっていくわけですよ。推進するか促進するっていう表現に変えたほうが、未来性があると思いますが。

○委員長

ありがとうございます。

基本的にそうですね、まあ他区との整合もそうですし、他の条例等々との整合もある中での話なので、基本ちょっと、次回、整理していただいたものをもう一度ご提示いただいて、皆さんで議論するなりという形にさせていただいたほうがいいかなと思います。

基本は、この点についての議論出尽くしたのかなというふうに理解をいたします。

その他の点についてはいかがでしょうか。

○長谷川委員

第16条の第2項になりますが、区長に答申するが、意見を述べるものとするになったと。

こちらは何が変わるのかっていうことと、どちらかというと、ぱっと見、格が下がるんじゃないかなというように感じるんですが、法的にどうなのかっていうところ。

○契約管財課長

こちらの部分は、いわゆる公契約審議会というのは条例設置の審議会といった形になりますので、扱いとしては変わるものではありません。この辺り他の審議会の書きぶりなどから、法令セクションの方でチェックをいただいた結果といった形で、受けとめていただいて問題ないと思っております。

○長谷川委員

ということであれば横並びにするために、言葉のレベルといいましょうか、そこを合わせたということですね。でも実際は答申していくわけですよ。

○契約管財課長

そうですね。実際はいわゆる諮問があって答申するという形でございますので、文言上は意見を述べるといった形でございますが、何か性質が変わるというものではありません。

○長谷川委員

わかりました。

○委員長

ありがとうございます。その他いかがですかね。

○前田委員

1ページから2ページにかけて、特定労働者等というのが書いてあって、ウのところの2行目、「又は受託するものであって、自ら雇用する者がいないもの」ということで、これ1人親方のことなんでしょうけども、後でまたパブリックコメントでも出てきますが、そこには括弧して1人親方という文言が入ってるんですけども、こういう条例の中にはそういうような括弧1人親方というような文言は入れないんでしょうか。

○契約管財課長

そうですね。いわゆる手引きであったり、わかりやすくお伝えするものとしては、例えば括弧書きいわゆる1人親方とかあと、あといわゆる下請け事業者であったりいわゆる元請であったりということを使うんですが、条例の中においては、そういったような言葉は入らないのが通例だというふうに聞いております。

○前田委員

わかりました。

○委員長

その他いかがでしょうか。

○平塚委員

新旧対照表の2ページ、第14条のところで、違約金の支払いを削除した部分があります。

法務部門から、違約金は条例にそぐわないというような形でお話がありましたけども、別表には、違約金という文言が出てくるということ等も踏まえて、別表だけではやっぱり効果が弱くなるのではないかというふうには感じるところでありまして、別表に違約金という文言を入れることは、全く問題ないのであれば、本文のほうにも入れても構わないのではないかなというふうには感じます。

○契約管財課長

こちら別表の扱いといたしましては、あくまで約定する内容について別表で定めておりまして、いわゆる契約で約定する事項として、違約金を定めるのはもちろん問題がないと。

一方で、条文そのものに直接、効果をあらわすものとして、いわゆる罰則規定であれば過料ないし罰金というところでは、条文のほうに直接書き込みができるんだけれども、違約金であると少しそこは、条文に書く内容としては性質が違うといった形で、法規部門のほうから指摘をいただきましたので、こういったような整理になっております。繰り返しますが違約金がとれないわけでは全くありませんでして、約定事項にしっかり入れて、その内容をもとに、しっかり違約金の請求ができる、損害賠償も請求できるといったつくりに変わりがあるものではございません。

○委員長

違約金の定めはだから、条例的なものからするとちょっと違うんだっていう趣旨なんだろうと思いますね。個々の決めるものであって条例に入れる文言ではないと。今の話はそういう趣旨だったと思います。

○中島委員

労働報酬下限額を設定するのに伴って、最低制限価格を引き上げよう云々というようなご意見があったかと思うんですが、それについて委員長は前回でしたか、次回検討するというようなことをおっしゃったっていう記憶があるんですが、そこらあたりについては、今申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長

では、まず事務局の基本的な整理からお願いします。

○契約管財課長

労働報酬下限額の設定に伴う、最低制限価格の引き上げにつきましては、例えば今の最低制限価格制度は、主に工事請負契約に導入しておりますけれども、当然労働報酬下限額が上がることに伴う部分もございます。一方で、委員からもご指摘ございました通り、工事費の積み上げというのは、労務費の部分もそうなんですけど材料費関係が非常に大きいと。

特に昨今物価が非常に上がっている中においては、そのあたりの影響がかなり大きいので、必然この積み上げ積算価格が上がります。積算価格が上がれば、最低制限価格も上がっていくといった形になります。一方で、今回、公契約条例の対象になります委託契約等々において、最低制限価格が設定されていないものもございますので、そういったものについて、今回労働報酬下限額を入れることによって積み上げの価格が上がっていきます。そこと合わせて、最低制限価格制度をもっといろんなものに導入して欲しいという意見、事業者アンケートからいただいた部分でありますので、そのあたりしっかり検討させていただいてる最中といったところになります。

○中島委員

ということは、公契約条例には具体的に書き込まないけれども、別途検討しますということですね。そういうことでしたら、この場で私の意見ということで申し上げさせていただきたいんですけども、結局問題はですね、労働報酬下限額を設定するというのが、入札制度全体の中でどういう意味を持つのかっていうことの検討っていうことになるわけですね。問題になるのは、最低制限価格だけではなくて、予定価格にも影響するだろうと思います。

しばらく前のアンケートにですね、労働報酬下限額を上げるのであれば、指定管理料や委託料も上げてくれるという声があったかと思うんですが、これは要するに予定価格を上げてくれるということですよね。考え方として、労働報酬下限額を設定すれば、今言った2つの制度の価格の引き上げというものもするべきであるっていうのはあると思います。ただしこれはですね、必ずしもそうであるという保証はないですね。なぜならば、ちょっときつい言葉遣いをすれば、これまで労働者の賃金を不当に引き下げてきて、不当な収益を事業者が出していたのであるから、その賃金を引き上げたからといって、予定価格や、最低制限価格を引き上げる必要はないと、そういう議論もあるかと思っています。

これは事業者の方々は、いろいろ反論もおありだろうと思うので、大分議論になるのではないかなと思うんですけどもね。少なくともきちんと検討しなければならないんだろうと思います。

こういう問題っていうのは、最終的に議会で審議されるわけですけども、議会の場で意見が出たりするの

ではないでしょうかね。

○契約管財課長

当然その発注価格と積算価格の積み上げ、また発注価格の引き上げというところでは、議会の場でも様々なシーンでご議論いただく部分でございます。

特にこの、入札案件で議会にご審議いただく場合、特に予定価格を超過して、減価交渉の結果随意契約をするという案件が昨今増えて参りましたので、そのあたりの積算はどうなっているんでしょうかという形でも、ご議論いただいている部分です。

一方で今回の公契約条例に基づきまして、まず工事の部分につきましては、設計労務単価を使って当然積算しておりますので、そのあたりの積算には大きく影響を及ぼさないのかなと思っております。

一方で、公契約条例が入ることで、入札していただく札の作り方がおそらく変わってくる、要は労働報酬下限額を支払わなきゃならないという条件が、全事業者同一になりますので、そういった意味合いにおいて、入札価格が上がってくるというふうに考えております。

一方で、委託に関しましては、これまでのチェックの中で、最低賃金で採用していた方がかなりの数いらっしゃる。それらの方の労働報酬下限額を設定して引き上げるといった形になりますので、当然発注価格、積算価格がその分だけ上がってくるというふうに捉えております。

そのあたり、昨今最低賃金が非常に上がってきていますけれども、前回前々回の資料で、なかなか受注価格の引き上げに繋がっていないと、というような状況もございましたので、しっかりと発注金額を引き上げるといったことが必要であるし、当然それはやっていくべきことであるというふうに考えております。

○中島委員

この条例の中では、明記しないという方針であるというのであれば、それはそれでよろしいかと思います。ただ、参考までに一言申しますと、野田市の条例なんですけど、これを見ますと、総合評価一般競争入札等の措置ですとか、低入札価格調査制度の拡充等の措置という条文がありまして、これちょっと内容がうまく読み取りにくいところがあるんですけども、どうやら労働報酬下限額を設定するのであるから、発注価格を上げる方向にせよというような趣旨のようです。参考までに、野田市はそんな条項を持っていますということを申し上げます。

○委員長

中島委員ありがとうございました。

方向性は一緒なんですよね、その条項があるなしにかかわらず。だからその条項を入れることでより後押しされるのかどうかという趣旨なのかなというふうに思いました。

ちょっと今ここでその文言をではなく、規則的なものという理解でいいんだろうと思うんですけど、それは条例に定めない形で今後も進めていくというご趣旨を今いただいたんだろうとは思いますが、将来的にまたそれを文言化しなきゃいけない場面が出てくるということもあり得るのかもしれませんが。

○瓜生委員

現業でやってる立場としてはですね、行政の仕事は東京都も板橋区もそうですけど、やっても儲からないのでやりたくないんですよ、正直言って。なぜかって言うと、原価が合わないんですね。それだけ価格が荒れてきてるってことも含まれるので、とりあえずこれ私の考えですけど、まず条例を決めていただいて、やってみないとわからないですよ。あとは、入札するかは事業者さんの自由なので、それでどういう結果が出るか。今板橋区の入札でうちも辞退することが結構多いんですけど、原価が合わないままみんな辞退するんですよ。

そうすると、どんどんやる人がいなくなるんじゃないのって話で、その辺も含めて、人の確保というのは考える話だと思うので、この話とはまた別になってくると思うんですよ。

だから、まず条例は決めていただいて、それで結果を見て、それからまたやり方の判断というか、私が何回も前から申しているのは、委託に関しては内容の精査をしないと、予算が上がり過ぎて多分大変だと思うんですよ。

なので、ちょっとそこも含めて全体的な問題になってきちゃうんで、ここで議論することにはならないかなと思うんですけど、とりあえず、決めてやってみるというのは私の考えです。

以上です。

○委員長

走らせてみないとわからないところがあるという趣旨なんですね。

ありがとうございます。それはそうなんでしょうね。

○木村委員

今瓜生委員がおっしゃった、やってみなきゃっていう部分もあると思うんですけど、まずはでも、その目的にあるダンピング等の不当行為の排除っていうのは、公契約の一番大事なところ。

もうこれは、最低制限価格をすべての契約、工事はもうすでにありますし、一部の委託もありますけど、最低制限がない、要は1円入札でも可能っていうような委託契約をとにかくなくすという、そうすれば単純に、不当なダンピングはなくなると思うんですね。失格になっちゃいますから。なので、そこは条例に入れるのか、細目に入れるのか、手引きに入れるのかわかりませんが、そこはぜひセットでやっていただきたいなと思います。

○委員長

だからこの条約で定めるのか、全体的なものかっていうところなんだろうとは思ってて、何か今回いろいろ長くやってて、僕らもいろんな勉強ができたわけですけど、この条例にかかわらない部分で出てきたことについては、どうされますかね。

○契約管財課長

ありがとうございます。今までの議論の中で、様々この条例の条文に反映された部分と、その他の契約制度に関してのご意見をいただいております。

そういったところにつきまして、この委員会の最終報告としては、条例案の他に、契約制度に対する要望といったものも必要ではないか、そういったところもまとめるという形で考えておりますので、今ご用意できており

ませんが次回、お示しをさせていただきたいなというふうに思っております。

○総務部長

様々この議論の中で、契約制度自体の課題点や価格設定の話も含めてありました。

実はここ数年来、議会側からも様々な角度から意見や提案などもいただいているところなんです。今回この公契約条例の制定というのは非常に大きな、区にとっても転換点でございますので、条文上でいきますと素案の第4条の区の責務のところすべてそこが盛り込まれておりまして、後段、公契約に関する施策を総合的に策定し及び実施する責務を有すると、いうところがまたその役割大きな責務になろうかと思います。一つ一つの事案であったりとか制度の改正であったりとか、新たな設定については、その中で実施していきますし、当然公契約条例が制定された後の、区への財政的な影響であったりとか、実際の入札の傾向であったりとか、様々見えてくる事象がございますので、そういったところも振り返りながら改善をしながら、条例以外の要綱になるのか手引きなんなるのでしょうか、様々なところで制度設計を深めていくというのが、今後の取り組みになろうかと思います。

先ほど事務局の課長の方からもお話があった通り、この検討会のところは条例を制定するということも1つの大きな任務というか皆様に作業していただいたところでありまして、議論の過程の中で出た様々なご意見というのを、今後の公契約の実際の取り組みであったりとか、入札制度の設定であったりとかということには、可能な限り生かしていきたいというふうには考えているところでございます。

○委員長

今、事務局の方からありましたように、ここまで示唆に富むご意見を皆様からいただいておりますので、何らかの形で、成果をある程度まとめていただけるということのようですので、それはそれでちょっと期待をさせていただいて、そういうものも含めてワンオブゼムとしてこの条例があるんだという形の位置付けにはなるのかなというふうには理解をしております。その他いかがでしょうか。

○長谷川委員

多少細かい部分になるかもしれませんが、第2条の(3)の特定公契約の部分の文言で、旧でいくと、規則で定めるものってところが、区長が必要と認めるものになったということ、こちら先ほどシルバー人材センター等とご説明がありましたけれども、変えた理由というのは、例えば何かとの整合性をとるためなのか、或いは実態に合わせたのか。わざわざ変えた理由が何なのかっていうのをちょっとお聞きしたいと思います。

○契約管財課長

当然規則で定めるとなりますと、例えばその事象が新しく発生した場合変更しなければならないということもございまして、実態に合わせたというふうにご理解いただければと思います。

○長谷川委員

実態に合わせたのであれば、変える必要も逆になかったのかなというふうにちょっと思ったものですから、変える理由というか、そこら辺が何かこう変えなければいけなかったことがあったのでしょうか。

○契約管財課長

規則で制限列举しますと、当然その新しく対象となる事案が出てきたときに、スピーディーに動けないといったところもございますので、その必要が出たときに即座に対応できるのはこちらの文言かなという形で修正させていただいたところがございます。

○長谷川委員

実務的に前向きな合理性を求めた上で変えたということによろしいですか。かしこまりました。

○委員長

はいありがとうございます。

その他はいかがでしょうか。

そうしましたら、議題 3 に進んでよろしいでしょうか。

○契約管財課長

様々ご議論ありがとうございました。

次の議題 3 でパブリックコメントの方に進ませていただくんですが、その前に、先ほど第 1 条でご議論いただいた部分、修正案文を考えてみましたので、ご確認いただきたいんですが、例えば、網かけの部分ですね、労働者との適切な労働環境を整備し、公契約に従事する人材を確保することで、公契約の適正な履行及び品質向上を促進するとともに、ダンピング等の不正行為の排除を図り、もって地域経済の活性化及び区民福祉の増進に寄与することを目的とする、という文言を今考えさせていただいたんですが、もしこちらの内容で意味が通りそうだとするところであれば、ちょっと今後パブリックコメントの実施を来週から考えてるものですかというところがございます。

また、あわせまして先ほど総務部長から申し上げた通り、第 3 条の基本方針の第 4 号の部分については既に抱合されているといった部分もございますので、第 4 号を削除するといったところで、当然ダンピングという表現は第 1 条の目的のところに入っておりますので、この部分において、あえて入れずにといった形での整理でもいかがかなと思うんですが、この 2 点を次に入る前にといい申し上げさせていただきました。

○委員長

まず第 1 条は、整備という言葉と促進という言葉、未来のためにということだと思うんで、おそらく出た議論は全部入ったのではないかなという感じなんですが、これはよろしいでしょうか。また法務部とかも見るんでしょうから、また多少の変更はあり得るかと思えますけれども、今聞かせていただいている限りは、皆さんの意見が入ったかなという点でございます。

それから第 3 条は(4)の削除ということです。基本的に談合に対する規定は条例の中にないということと、もし読み込むのであれば第 3 条の(2)で読み込めるであろうということ、それからダンピングについてが、一番今回の条例の主目的ではあると思いますが、それは第 1 条に入っているという趣旨であろうと思われます。

そのことで第 3 条の(4)なしの形で話を進めて参りたいということのようです。これだと条文的な整合性もあるし、談合の趣旨も入っているということにはなるのかなというふうにはお聞きしましたが、いかがでしょうかね。

○長谷川委員

すいません、こだわりのなってしまうんですが、やはり目的と方針は、似て非になるものだと思います。やっぱり目的はあくまでこういった条例の意味合いの説明であって、方針はどういうように進めていくかという形のものになると思うので、であれば、ダンピングその他の不当行為を、という文言で、(4)に入れていただきたいと私は思います。

○委員長

要するに第1条と(4)は残すというご意見ですね。

○契約管財課長

ありがとうございます。今長谷川委員にいただいた部分も含めて、法務の方の確認をさせていただいて、例えばその文言で問題ないというところであれば、その文言をもって、条例案とさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長

よろしいですかね。では先に進めて参りたいと思います。

次、議題 3 パブリックコメントの部分です。事務局からまずご説明をお願いしたいと思います。

○契約管財課長

それでは、資料 4 をお出しいただければと思います。

条例制定のステップといたしまして、パブリックコメントというものがございます。あらかじめ条例案を公表し、広く区民の皆様から意見情報収集する手続きが、パブリックコメント、意見の公募手続きでございます。

本日、審議を経まして、次第に記載させていただいた通り 6 月 29 日月曜日から 7 月 13 日月曜日までの募集と考えております。

まず資料 4 の冒頭に、本条例を制定しようとした背景、検討状況等について説明するところからとなります。項番 1 の背景からです。

公共工事や業務委託等の公契約は、税金を原資として執行されるものであり、公平性、透明性の確保のみならず、そこで働く人々の適正な労働条件の確保、地域経済への還元といった社会的責任を果たす役割が求められることから、区ではこれまで公契約の発注にあたって適正な履行に取り組んで参りました。

一方で、少子高齢化の進行による担い手不足、建設サービス残業における技能労働者の減少、物価高騰など環境が少しずつ変化してきており、今後インフラの維持、公共サービスの持続的な提供に影響を及ぼすことが懸念されているというところです。

項番 2 で公契約条例の検討です。

近年、区においても人材不足による入札不調の増加や、過度な価格競争による価格転嫁の停滞が見られることから、持続可能で質の高い公共サービスの実現を目指し、公契約の在り方を見直すとともに、公契約条例の必要性や具体的な内容の検討を進めるため、公契約の在り方検討委員会を設置し検討を進めてまいりました。

ここで、関係法令の動きとして国の動きや法律の動きを示しております。

建設業は、社会資本の整備・管理の主体であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。国において建設工事の適正な施工及び品質の確保、担い手確保に向けて、様々な取組がなされましたが、依然として就業者の減少が著しい状況を受けて、持続可能な建設業の実現と、そのために必要な担い手の確保を目的として、第三次担い手3法により、建設業法・入契法と品確法の改正が行われました。

その結果、処遇改善の推進や、労働者の処遇改善として、労務費の確保と行き渡り、労務費の幸せ防止、働き方改革と生産性向上などが盛り込まれました。

特に東京都内の自治体において、労働者の処遇改善を通じた質の高い行政サービスの実現のための具体的な取り組みとして、公契約条例の制定が進んでいますといった形で、少し背景というかですね、法的根拠というかそういったものをまとめさせていただきました。

最後の3番公契約条例の制定に向けてでございます。

ここは先ほどの文言によりちょっと修正させていただきます。これまでの検討により、板橋区における公契約条例では、労働者との適正な労働条件を整備し、公契約に従事する人材を確保することで、公契約の適正な履行及び品質向上を促進することなどを目指し、条例案を取りまとめましたので、事業者及び労働者の皆様からご意見をいただきたくパブリックコメントを実施いたします。といった形が、1ページ目でございます。以上最初の1ページ目で検討プロセスについて説明したといった形です。

続いて2ページ目から条例の内容に入ってまいります。

まず項番4で公契約条例案に盛り込むべき内容として、基本的に先ほど見ていただけてます、素案やこれまでの骨子などを中心にまとめているという形でございます。

まず項番1が目的でございます。条例の第1条の内容をわかりやすく抜き出しております。

項番2が定義となりまして、対象となる契約、事業者、労働者の定義について、かみ砕いた形で整理してございます。

次の項番3の基本方針から、項番6の区内の事業者の活用までについては、条例案をほぼほぼそのまま掲載してございます。

続きまして、特定公契約において約定する事項では、条例の別表の部分になりますが、条例本文を参照するような書きぶりの項目については、少し整理をしているといった形でございます。

続いて、5ページの項番10、労働報酬下限額の実効性を担保するための事項でございます。

こちら条例では、第10条から第15条に相当する部分を整理してございます。

まず(1)として、特定労働者等の労働条件に関する事項の報告書の提出として、特定公契約においては労働条件を区長に報告することも説明しておりまして、報告の手段としてはチェックシートを予定する旨も記載しております。

また、(2)特定公契約に従事する労働者からの申し出の対応といった部分では、支払われた労働報酬額が、労働報酬下限額を下回る賃金であった場合、労働者は区、受注者、受注関係者のいずれに対してもその旨

を申し出ることができること、また、申し出によって不利益な取り扱いを受けないこと、事業者に対して立ち入り調査をできることなどについて説明しております。

また、6 ページの(3)調査の結果、違反が認められた場合の対応といった形では、①として、違反の是正措置を命じることができること、また、特定受注者は是正措置に対し、特定受注関係者と連帯して責任を負うこと。②として調査の拒否、虚偽の報告、是正措置違反などがあった場合は契約の解除ができること、契約の解除となった場合、違約金、損害賠償の請求が可能であること、また③として契約の解除を行った旨を公表できることについて説明してございます。

最後 11 番、審議会の設置についてでございますけれども、基本的に条例の内容そのまま記載しております。労働報酬下限額を審議する組織として説明しております。

以上がパブリックコメントを行う形で、区民の皆様にご公開する情報となっております。これをもとに、ご意見を頂戴するという形になります。従いまして、先ほどの基本方針の部分で、(4)談合その他の不正行為を排除することとそのまま残ってしまっておりますので、これは確認整理の上、改めて確認できたもので出すといった形になります。以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。

それでここまでにつきまして質問や確認意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

○中島委員

第 1 条の文言の話に戻る形になってしまうんですけれども。良好な品質を確保するというのを変えるということですが、良好な品質向上を促進するという文言にするという理解でよろしいですか。

○契約管財課長

再度繰り返させていただきますと、公契約の適正な履行及び品質向上を促進するとともに、という形でございます。

○中島委員

良好は入らないということ。

○契約管財課長

品質向上という形で、まとめさせていただいた部分でございます。

この場での修正になってしまって申しわけございません。

○委員長

そういう形で、整理した形のものをパブリックコメントで出すという形ですね。

その他、ご意見等々ございますでしょうか。

○木村委員

不勉強なんで教えてください。このパブリックコメントはこの 6 月 29 日からというのは、どういう形で公表されたりするのかを説明してください。

○契約管財課長

パブリックコメントは、区のホームページに掲出させていただき、ちょうど今週末 6 月 21 日土曜日の広報いたばしで、公契約条例案の概要にご意見をお寄せくださいという形で、公表する形になります。

閲覧場所といたしましては、区役所の 7 階の契約管財課窓口、区政資料室、各地域センター、区立図書館、区ホームページで閲覧ができますよという形になってございます。

意見の出し方でございますけれども、郵送、FAX、E メール、区ホームページでいただくという形になってございます。ホームページ上では LoGo フォームというフォーマット使って意見が出せるような形になってございます。

○木村委員

ありがとうございます。ということは、そのパブリックコメントが集まったのが、次回の第 5 回のこの会議で披露いただけるような感じでいいですか。

○契約管財課長

はい、おっしゃる通りでございます。パブリックコメントがこんな形で出ましたというところと、パブリックコメントとその回答をセットで公表するというのが常でございますので、意見委に対する回答案という形で、セットで資料としてお示しさせていただくという形になります。

○委員長

結構意見は来るんですか。

○契約管財課長

案件によってまちまちでございますが、やはり多く意見いただいた方が、関心の度合いというのを示す指標にもなってございますので、様々な方からご意見を賜ればなと思ってございます。

○委員長

広報いたばしに出るのはタイミング的にちょうどよかったとかそういう感じですかね。

○契約管財課長

本日の議論を経て、板橋いたばしで募集させていただくという形でございます。区の条例制定のプロセスといたしましても、次の 9 月の第 3 定例会で、条例を上程するにあたっては、このタイミングでパブリックコメントを実施する必要があるといったところから、予定させていただいた部分でございました。

○委員長

広報いたばしのどの辺にどう出るんですか。

○契約管財課長

今週の 6 月 21 日土曜日の、広報いたばしの 2 面に、板橋区公契約条例案の概要にご意見を寄せくださいという形で、出るという形になります。

条例案の概要については、それぞれの閲覧場所でご参照くださいという形でございます。

○長谷川委員

中身としては非常にいいなと思うので、この通り進めていただきたいなと思う中で、この公契約条例の目的とか文言では書いてあるんですけども、わかりやすい、なぜこれを入れるのかっていう図解的なもの、こういったものがないと、我々わかってるからこの文言で読み取れると思うんですが、一般の方が例えばこれを見たときに、単純にこの何か別の意図で考えられると、ちょっと危険かなと思ったので、何かこうわかりやすい、そのサイクル的なものをこうまわしていくんだとかですね、我々の目的の部分を、きちんと伝わるような形で、かといって2ページの3ページにもなってしまうと大変だと思うので、何か図解的なものが何かあればいいなというふうにちょっと思ったんですけども。あくまで意見です。

○委員長

だから、こういう宣伝媒体のほうから入っていったホームページとかに絵があればいいとかってことになるんでしょうかね。

○長谷川委員

おっしゃる通りですね。ここには載せようがないので、こういったものを見てくださいますとかっていう何かこう、リンクとかでもいいのであれば。

○委員長

事務局の方でしょうか。

○契約管財課長

今から新たな紙面を作ると、またその確認等もございますので、ホームページの中で、そういったような、ポンチ絵というかですね、こういったものを目的として、こういった形で進んでいますとか、例えば簡単な言葉で表現できるものを少し考えてみたいと思います。ありがとうございます。

○委員長

他、いかがでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、パブリックコメントの件につきましては、今日の議論を踏まえた形の文言的な修正部分はあろうかと思うという点と、あとホームページ等々にポンチ絵等の追加が可能かどうかのご検討を無理のない範囲でしていただくという辺りの話であったかなと整理させていただきたいと思います。よろしいでしょうかね。ありがとうございます。

それでは、本日の議論については、一応これで終了ということになります。今後のスケジュールについて、ちょっと確認をさせていただきます。事務局よりお願いします。

○契約管財課長

まずパブリックコメントの実施につきましては、先ほど申し上げたように、来週月曜日6月29日から7月13日の月曜日まで。本日の次第にも、いつからいつまでというのがございます。後程ご確認いただければと思います。

また、6月21日の広報いたばしにおいて、パブコメ実施のお知らせをさせていただくとともに、ホームページでも公開させていただきます。

こちら結果を取りまとめさせていただきまして、第 5 回の検討委員会において、パブリックコメントの意見を反映した形で、最終的な条例案の形を示させていただきます。

次回が検討会として最終回という形になりますので条例案の確定と、検討委員会としての条例の確定という形で、ご議論お願いできればと思っております。

次回第 5 回の検討委員会が 7 月 30 日木曜日の 10 時から 12 時予定しております。

会場は本日と同じ災害対策本部室、この会場の予定です。よろしくお願いいたします。

○委員長

皆様ありがとうございます。皆様のご協力でスムーズに会が進行できました。

では、本日はこれで閉会いたします。ご苦労さまでした。